

議案第六十一号

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十九年九月二十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年杉並区条例第三十七号）の
部を次のように改正する。

別表一の部中「二十八円五十銭」を「三十二円五十銭」に、「五十四円」を「六十一
円」に、「千九百円」を「二千二百円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、
次項の規定は、同年三月二十一日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条
例」という。）別表一の部二の項に規定する有料ごみ処理券の交付は、施行日前におい
ても行うことができる。

3 この条例による改正前の杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表一の部二の
項に規定する有料ごみ処理券は、平成二十年四月三十日までの間は、なお使用すること
ができる。

4 新条例別表一の部三の項の規定は、施行日前に区長が収集及び運搬（以下「収集等」という。）の申込みを受けた場合（平成二十年四月三十日までに収集等をする場合を除く。）並びに施行日以後に区長が収集等の申込みを受けた場合について適用し、施行日前に区長が収集等の申込みを受けた場合（同月三十日までに収集等をする場合に限り。）については、なお従前の例による。

（提案理由）

廃棄物処理手数料を改定する必要がある。